

生ごみ処理機購入費補助金 よくある質問

<生ごみ処理機について>

質問1 生ごみ処理機の普及(購入)をなぜ進めるのですか？

回答1 福島県のごみ排出量は全国で最も多く、約7割は家庭からのごみです。

家庭から出される可燃ごみには、多くの生ごみが含まれているため、生ごみを堆肥として園芸や家庭菜園にも利用することができる処理機を利用することで、ごみの減量・資源化につながります。

質問2 家庭で生ごみを処理したいのですが、どのような方法がいいですか？

回答2 生ごみ処理機には、電気を使うもの、自然の力(微生物)を利用するもの、室内に置くもの、庭やベランダなど屋外に置くものなど、様々な種類があります。家族構成や処理を行う人の生活にあった方法を選びましょう。

質問3 コンポスト容器内の水分が多く、うまくいきません。

回答3 コンポスト容器を水はけのよい場所に設置してください。天気の良い日に蓋を開けると効果があると聞きます。詳細は製造元にお問い合わせください。

<申請について>

質問4 同一世帯で同一年度の申請は1回限りですか？

回答4 1世帯4万円の上限に達するまで申請は可能です。

質問5 世帯主以外の名で申請してはいけませんか？

回答5 世帯あたりの補助金となるため、世帯主以外の申請はできません。

質問6 世帯分離をしている世帯が、それぞれ申請することは可能ですか？

回答6 衣食住を共にしている場合、同一世帯とみなし分離しても対象外とします。

質問7 団体や事業所での申請はできますか？

回答7 現在は家庭用のみ対象としているため、個人以外の申請はできません。

質問8 処理機を購入して時間が経ってから申請してもよいですか？

回答8 年度内(4/1～翌年3/31)の購入であれば申請可能ですが、購入後速やかに申請をお願いします。

質問9 世帯主(申請者)以外の家族が申請書を提出に行っても良いですか？

回答9 世帯主(申請者)以外の家族が申請書を提出に行っても良いです。提出の際に、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証)の提示をお願いします。

質問10 一度に複数購入し、申請しても良いですか？

回答10 一度に複数購入して申請されても大丈夫です。

質問11 領収書の内訳はレシートでも良いですか？

回答11 商品名や数量、金額等の記載があれば、内訳はレシートでも良いです。

質問12 レシートはあるが、領収書がない場合でも補助金は受けられますか？

回答12 レシートの場合、補助金の交付はできません。

質問13 領収書の氏名が世帯主以外でも良いですか？

回答13 領収書の氏名は世帯主(申請者)にしてください。

質問14 振込口座は世帯主以外でも良いですか？

回答14 同一世帯の方であれば、世帯主以外の方の振込口座も可能です。

質問15 振込口座はマイナンバーカードに登録している口座でよいので、通帳の写しを省略できますか。

回答15 規定によりマイナンバーカード内の情報を確認できないため、通帳の写しを提出してください。

<補助金額について>

質問16 クーポン、ポイント値引き適用後の補助金の算出方法は？

回答16 (例)30,000円(税込)の電動式生ごみ処理機を1,000円分のポイントを利用して購入した場合 購入金額は30,000円-1,000円=29,000円
 $29,000円 \times 3分の2 = 19,333円$ 100円未満端数切捨てのため、補助額は19,300円となります。

質問17 補助金の振込はいつごろですか？

回答17 補助金交付請求書を受理してから1か月以内に振込予定です。